

# あだちシニアふれあい食堂

補助事業マニュアル【令和8年度版】



【申請受付期間】

令和8年4月7日（火）～5月29日（金）

足立区高齢者施策推進室 高齢者はつらつ支援課

## 目次

### 1 事業の目的及び概要

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 目的          | 1 |
| (2) 補助対象団体の要件   | 1 |
| (3) 補助対象事業の交付要件 | 1 |
| (4) 遵守要件        | 2 |

### 2 補助金

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| (1) 補助対象経費            | 3 |
| (2) 補助金申請の手続き及びスケジュール | 4 |
| (3) 実績報告書及び補助金精算手続き   | 4 |
| (4) 申請内容の変更           | 4 |

### 3 補助金についてのQ&A

5

# 1 事業の目的及び概要

## (1) 目的

この事業は、地域の高齢者を中心とした会食や、会食を通じた交流の場を提供する団体に、食堂の運営に要する経費の一部を補助することにより、高齢者の孤立防止や交流の機会の増加、心身の健康増進及び地域交流の場の促進を図ることを目的としております。

地域の高齢者等が気軽に立ち寄り、栄養バランスに配慮した食事をとりながら、様々な交流をすることができる場であることを「あだちシニアふれあい食堂（以下ふれあい食堂）」と定義します。

## (2) 補助対象団体の要件



- ① 団体の活動拠点が区内であること。
- ② 会則（会則に準ずるものを含む。）を備えていること。
- ③ 暴力団又は暴力団と関係する団体ではないこと。
- ④ 団体の構成員が、暴力団員等に該当しないこと。

## (3) 補助対象事業の交付要件

### ア ふれあい食堂（会食事業）

- ① 実施会場は区内にあり、高齢者が参加しやすい場所であること。
- ② 原則として、ふれあい食堂は月に1回以上、10人以上の満65歳以上の高齢者（以下高齢者）が参加できる規模で開催していること。
- ③ 高齢者が安全に食事を取りながら交流をすることができるスペースを確保していること。
- ④ ふれあい食堂で提供する食事は、ふれあい食堂のスタッフ又は参加者が直接調理したもの又は購入した弁当等であること。
- ⑤ ふれあい食堂で提供する食事内容は、栄養バランスに配慮した食事であること。
- ⑥ ふれあい食堂の開催に当たり、常時、責任者を配置し、安全に配慮していること。
- ⑦ ふれあい食堂のスタッフは責任者を含め3人以上であること。
- ⑧ 提供する食事に対し費用を参加者から徴収している場合は、事業の目的、地域の実情等を勘案して適当な金額を設定すること。

### イ 健康増進に資する講座の開催

- 高齢者の心身の健康増進や安全安心な日常生活に資する講座等を、年1回以上開催すること。

#### ウ 地域交流に資する取組み

地域の交流機会の確保など、孤独感の解消や生きがいの増進に資する取組みを行うよう努めること。

#### エ 会食事業の立ち上げ支援

ふれあい食堂のスタッフに1名以上の高齢者がいること。

### (4) 遵守事項

#### ア 運営に関すること

① 政治活動及び宗教活動並びに参加者に対する営業活動及び勧誘行為を行わないこと。

② 営利目的の活動を行わないこと。

③ 公序良俗に反する活動を行わないこと。

④ 補助対象団体は、高齢者の見守りに係る関係機関との連携及びスタッフの意識啓発を図るため、区の「絆のあんしん協力機関」に登録すること（資料⑥参照）。

⑤ ふれあい食堂の開催時に参加する高齢者に対し、地域包括支援センター等の高齢者支援に係る相談窓口を周知するよう努めること。

⑥ 参加する高齢者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなげること。

⑦ 区が主催するふれあい食堂に係るスタッフ向けの講習会に参加すること。

⑧ 地域の高齢者が参加しやすいように周知を図ること。

#### イ 安全・衛生に関すること

① ふれあい食堂の開始前に管轄の保健所に相談し、指導・助言を求めるとともに、食中毒予防、感染症対策等の衛生管理に万全を期すこと。食中毒等事故が発生した場合は、速やかに区に報告※1すること（資料⑤参照）。

※1 参加者名簿を作成し、保管しておくこと。

② ふれあい食堂の開催に当たり、参加者の食物アレルギーの有無の確認（食物アレルギーに対応が難しい場合は参加者への周知、注意喚起等、健康被害防止の適切な対応）を図ること。

#### ウ 個人情報に関すること

個人情報の適正な管理に十分配慮し、ふれあい食堂の実施に携わるスタッフ等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについてスタッフ等に周知徹底を図る等対策を講じること。

## 2 補助金

### (1) 補助対象経費

#### ア 補助内容

事業区分	補助基準額	補助対象経費
①会食事業	①10人まで：1回あたり1万円 【上限年間24万円】	<u>補助基準額及び補助対象経費の算定対象となるのは、高齢者のみとなります。</u>
	②11人以上20人以下：1回あたり2万円【上限年間48万円】	食材料費（飲用の酒類は除く）、弁当代、衛生資材、調理器具、会場使用料、資料コピー代、保険料、郵送費、光熱水費※2等
	③21人以上30人以下：1回あたり3万円【上限年間72万円】	※2光熱水費は明確に区分できる場合のみ
	④31人以上：1回あたり4万円 【上限年間96万円】	
②健康増進に資する 講座の開催	1回あたり2万円 【上限年間4万円】	講座に係る報償費、教材費、コピー代、会場使用料等
③地域交流に資する 取組み	1回あたり5万円 【上限年間10万円】	報償費、教材費、資料コピー代会場使用料等
④会食立上げ支援	上限50万円	1名以上の高齢者をスタッフとして起用していること。 備品購入費、調理器具、食器類購入費、工事請負費※3等 ※3備品購入、工事を行う場合は事前に区に協議すること

★補助対象等となるか不明な場合は、事前に区に協議してください。

#### イ 除外となる経費

- ① 人件費
- ② 食堂を実施する団体が、団体運営に要する経費
- ③ 補助事業の実施によるものと明確に区分できない光熱水費等
- ④ 他の補助金との併用
- ⑤ 事業に必要な物品等の購入に伴い、ポイントを付与した場合、及びポイントで購入したのも補助対象経費として認められません。

(2) 補助金申請の手続き及びスケジュール

ア 交付申請【提出期限：令和8年5月29日（金）】

提出書類	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
補助金交付申請書（様式第1号）	ホームページに 様式有	<input type="checkbox"/>
補助金 所要額内訳書（様式第1号の2）		<input type="checkbox"/>
補助金 計画書（様式第1号の3）		<input type="checkbox"/>
定款又は会則		<input type="checkbox"/>
給食届・営業許可書の写し等 ※必要な場合のみ		<input type="checkbox"/>
絆のあんしん協力機関申請書 ※未申請の団体のみ		<input type="checkbox"/>
保険に加入したことがわかるもの		<input type="checkbox"/>
事業概要や活動状況がわかるもの（チラシ等で可）		<input type="checkbox"/>

イ 交付決定及び概算払い【6月から7月】

提出書類	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
補助金概算払い交付申請書（様式第4号）		<input type="checkbox"/>

(3) 実績報告及び補助金精算の手続き

【提出期限：令和8年度最後の食堂実施後速やかに※必ず3月中に提出】

提出書類	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
補助金実績報告書（様式第10号）		<input type="checkbox"/>
補助金 所要額内訳書（様式第10号の2）		<input type="checkbox"/>
補助金 事業実績報告書（様式第10号の3）		<input type="checkbox"/>
領収書の写しその他、補助金対象事業に係る経費の支出を明らかにする書類		<input type="checkbox"/>

(4) 申請内容の変更

補助金の申請時に届け出た事業内容から変更が生じた場合は、変更届を提出する必要があります。※個別に区にご相談ください。

### 3 補助金についてのQ&A

	質問	回答
1	「原則として、月に1回以上、定期的にふれあい食堂を実施すること。」とあるが、例外的に実施しない月があってもよいということか。	実施しないことについて合理的な理由(荒天、感染症の拡大等)があると区が認める場合は、実施しない月があっても差し支えありません。予定されたふれあい食堂を実施しなかった場合、理由書を提出してください。
2	「高齢者が1回当たり合わせて10名以上参加できる規模で開催すること。」とあるが、結果的に10名以上集まらなかった場合に補助を受けることはできるか。	開催周知の段階で高齢者10名以上の定員としていれば足りるものとし、実際に集まった参加者が10名を下回っていることは差し支えありません。
3	開催月によって参加人数に違いがあってもよいのか。	差し支えありません。その場合、補助基準額は人数に応じて変動しますのでご注意ください。
4	ふれあい食堂の開催時には、参加者に対し、地域包括支援センター等の高齢者支援に関わる相談窓口を周知するよう努めること。」とあるが、どのように周知すればよいか。「また、参加者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなげること。」とあるが、実施方法などの要件はあるのか。	地域包括支援センターなど関係機関の問合せ先が記載されたチラシ等の掲示や食事の提供の際にチラシ等を配布していただくなどを想定しております。また、生活状況の把握とは、自然な形のコミュニケーションを通じて、目視や聞き取りにより把握していただくことなどを想定しております。
5	ふれあい食堂の実施主体は、社会福祉法人や飲食店なども補助対象団体となるか。	補助対象は地域のサロン、有志の集まりだけではなく、社会福祉法人、飲食店なども補助対象団体となります。 ただし、飲食店の場合「営業中」での開催は、ふれあい食堂の実施とみとめられません。
6	同じ食堂で子どもや保護者、高齢者に食事を提供している場合、その経費の全体を、ふれあい食堂推進事業の会食事業として補助申請することができるか。	子ども食堂推進事業補助を優先してご検討ください。 ふれあい食堂推進事業の補助要件を満たしている部分については補助申請できます。ただし、申請する場合は、子ども及び保護者、高齢者と、それぞれに経費を区分するか、提供する食数等により、経費を按分し、高齢者の経費のみ補助対象となります。

	質問	回答
7	その場で会食せずに弁当を持ち帰る場合は補助対象になるか。	本事業は、会食を通じた高齢者の交流を目的としているため、持ち帰りや配食事業は補助対象となりません。
8	欠席の方へ、お弁当を自宅へもって行ってもよいのか。	食品衛生上の観点から本事業ではふれあい食堂で召し上がっていただくことを前提とします。
9	既存ボランティア団体等においてボランティア活動日のメンバーの昼食代を本事業により補助することはできるか。	主な活動が、本事業の目的と異なりますので、補助対象とはなりません。
10	高齢者だけでなく、近隣の子どもやその保護者も一緒に会食をするような場合、ふれあい食堂推進事業の「地域交流に資する取組み」として、子どもと保護者の食費を補助申請できるか。	子ども食堂推進事業への補助申請を優先してご検討ください。
11	すでに会食事業を実施している団体が新たに、ふれあい食堂の補助を受けようとする際、事業区分「④ 会食事業の立上げ支援」の補助を受けることができるか。	食堂のスタッフに高齢者を活用して会食事業を実施する(している)場合、冷蔵庫、電子レンジ等の調理関連器具の購入が必要になった際に、事業区分「4 会食事業の立上げ支援」を申請できます(1回のみ)。
12	スタッフの交通費、運営についての会議の会場費、茶菓子代は補助対象となるか。	補助対象外です。

## 担 当

高齢者はつらつ支援課 高齢者栄養施策推進担当 千ヶ崎、渡辺、福島

電 話 03-3880-5097 (直通)

FAX 03-3880-5614

Eメール care-s@city.adachi.tokyo.jp